

## 松阪警察署協議会議事録

令和7年度第3回松阪警察署協議会	
日 時 場 所	令和7年12月16日（火）午後3時～午後5時 松阪警察署4階会議室
出席者	<p>1 警察署協議会委員 9名 北村浩文委員、齋藤あゆみ委員、中村英之委員、橋本弘司委員、松田孝美委員、砂子昌利委員、村田昭礼委員、山口結委員、ヨシカワ ロウエーナ ライムンド委員</p> <p>2 警察署 13名 署長、副署長、事件指導官、会計課長、警務課長、留置管理課長、生活安全課長、地域課長、刑事第一課長、刑事第二課長、交通第一課長、交通第二課長、警備課長</p>
傍聴者数	0人
公開・非公開の別	公開
議 事 概 要	
<p>1 警察署長挨拶</p> <p>2 管内治安情勢の説明（警察署長）</p> <p>(1) 拾得・遺失届の受理状況</p> <p>(2) 警察安全相談の受理状況</p> <p>(3) 人身安全関連事案の発生状況</p> <p>(4) 少年非行の状況</p> <p>(5) 110番通報の受理状況</p> <p>(6) 山岳遭難の発生状況</p> <p>(7) 刑法犯の認知・検挙状況</p> <p>(8) 特殊詐欺の発生状況</p> <p>(9) SNS型投資・ロマンス詐欺の発生状況</p> <p>(10) 交通事故の発生状況</p> <p>(11) 災害の発生状況</p> <p>3 協議内容</p> <p>(1) SNS型投資・ロマンス詐欺、特殊詐欺について</p> <p>&lt;委員&gt; SNS型投資・ロマンス詐欺の被害者の年齢層について教えてほしい。</p> <p>【刑事第二課長】 投資詐欺は年齢層が幅広い。ロマンス詐欺は30歳代から40歳代が多い。</p> <p>&lt;委員&gt; 特殊詐欺との手口の違いは。</p> <p>【署長】 （警察官かたりの特殊詐欺、SNS型投資・ロマンス詐欺の手口を説明した上で）特殊詐欺とSNS型の大きな違いは、SNS型は、被害者が投資や異性に興味があり、自分でメッセージを送るなど、自ら相手に連絡をしていくことである。</p> <p>&lt;委員&gt; 他市で開催された高齢者の集いに参加した際、駐在所員等が特殊詐欺の寸劇をしていた。松阪警察署でも寸劇をしているのか。</p> <p>【生活安全課長】 松阪警察署独自の寸劇は行っていないが、県警察全体として劇団に寸劇を委託しているので、申込み先をお伝えする。</p> <p>(2) 熊の出没情報について</p>	

<委員> 12月に入り、松阪市内で熊が出たと聞いたが本当か。

【署長】 松阪警察署では、熊の目撃情報は把握していない。目撃した際は110番通報していただきたい。

(3) 人身安全関連事案について

<委員> 人身安全関連事案は、どのような場合に検挙に至るのか。

【署長】 人身安全関連事案の認知は、被害者や関係者からの相談や通報によるものが多い。被害者等の身体の安全を最優先に考えて避難を促す。相手から「殺す」などの文言があったり、タイヤをパンクさせるなどの被害があった場合は、被害届を受理して検挙するなどの対応をしている。事案の切迫性を見極め、最善の対応をしている。

(4) テロ対策訓練について

<委員> 松阪港でテロ対策訓練が実施されたというニュースを見たが、どのような訓練が実施されたのか。

【署長】 海上保安庁、県、警察等の関係機関が集まり、海から不審者が侵入した想定で実施された。各機関が役割分担して実施した。

(5) 交通マナーについて

<委員> 県外から松阪市に引っ越してきたが、松阪に来て車が怖いと思った。スピードを出す、一時停止で止まらない、無理な割り込みをする車が多いと思う。

【署長】 速度超過、一時不停止、歩行者妨害等の交通指導取締りを強化して、一人ひとりが交通ルールを守り、地域の交通マナーの向上と安全につなげていきたい。

<委員> 歩行者がいれば、運転手は横断歩道手前で止まらなければいけないが、「(歩行者が)渡るか、渡らないか分からないと止まれない。渡るのなら手を挙げてほしい。」と言っている人がいる。

【署長】 歩行者が横断歩道を渡る意思表示の『ハンドサイン』について、さらに工夫して、広く周知していきたい。

(6) 少年い集に関する情報について

<委員> 中高校生等の少年が、夜間、コンビニや商業施設の駐車場等に集まっており、警察にパトロールしてもらっている。補導したことについて、保護者に連絡してもらおうが、学校への連絡はしないのか。

【生活安全課長】 学校警察連絡協議会等、情報交換の場で補導状況を伝えることはあるが、通常、個別に学校への連絡はしていない。

(7) 自転車の交通違反について

<委員> 自転車の違反について教えてほしい。赤切符等で検挙されるのはどのような場合か。

【署長】 自転車であっても飲酒検知拒否や、飲酒運転で他人の名前をかたった場合は逮捕するなど、悪質な違反には厳しく対処している。

【交通第二課長】 自転車の違反は、警告する場合と飲酒運転等悪質な違反に対して赤切符を交付する場合がある。

道路交通法が改正され、令和8年4月からは青切符が適用されることになる。青切符が適用されるのは、年齢が16歳以上の者で、ながらスマホや信号無視等、悪質・危険な違反である。

4 警察署長謝辞

備考	報道機関 2社 2名
----	------------